

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和6年2月分

訟廷事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		247	223	245	715		279	169	230	678	11	718	805	745	2279	1506	1399
民 事 総 数		214	193	216	623		234	141	202	577	11	611	652	618	1892	1276	1208
特別上告(テ) うち少額異議		3	1	2	6		4	2	4	10		1	2	2	5	13	21
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		74 (66)	66 (57)	66 (64)	206 (187)		80 (72)	41 (37)	69 (63)	190 (172)	1 (1)	198 (185)	206 (184)	175 (171)	580 (541)	379 (344)	360 (326)
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		86 (66)	80 (57)	79 (64)	245 (187)		100 (72)	60 (37)	89 (61)	249 (170)	5 (1)	256 (185)	281 (185)	245 (173)	787 (544)	493 (344)	462 (323)
再審(訴訟)(ヤ)				1	1							1	1	1	3	1	3
特別抗告(ク) (並行)		38	36	37 (1)	111 (1)		32	23	24	79		43 (3)	53 (2)	58 (5)	154 (10)	207 (1)	244
許可抗告(許)				1	1			1	1	2		4	3	6	13	1	2
再審(抗告)(ヤ)		4	4	15	23		2	1		3		87	93	101	281	102	22
民 事 雑(マ)		9	6	15	30		16	13	15	44	5	21	13	30	69	80	94
行 政 総 数		33	30	29	92		45	28	28	101		107	153	127	387	230	191
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)		9 (9)	9 (8)	9 (8)	27 (25)		17 (14)	12 (10)	8 (6)	37 (30)		30 (26)	45 (44)	42 (41)	117 (111)	65 (58)	69 (55)
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		13 (9)	13 (8)	13 (8)	39 (25)		21 (14)	11 (10)	10 (6)	42 (30)		38 (26)	62 (44)	49 (41)	149 (111)	82 (58)	75 (56)
再審(訴訟)(行ナ)														1	1	1	1
特別抗告(行ト) (並行)		4	3	4	11		5	2	5	12		4	5	6	15	25	28
許可抗告(行フ)																	
再審(抗告)(行ナ)		3	1	1	5			3	1	4		31	32	25	88	39	5
行政 雑(行ニ)		4	4	2	10		2		4	6		4	9	5	18	19	14

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

(令和6.3.19訟統印)

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和6年2月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新					既					未					1月からの累計						
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済					
総数			97	84	98	279		99	92	104	295		(47)	140	(48)	145	(55)	171	(150)	456	564	560	
訴訟事件	総数		34	31	37	102		46	33	53	132		(47)	104	(48)	107	(55)	126	(150)	337	227	254	
	第一審判決に対するもの																						
	うち裁判員関与																						
	控訴審判決に対するもの		34	31	37	102		46	33	53	132		(47)	102	(48)	107	(55)	126	(150)	335	227	254	
	うち裁判員関与		7	2	1	10		3		5	8		(9)	12	(8)	10	(12)	12	(29)	34	20	18	
非常上告																							
再審																							
総数			63	53	61	177		53	59	51	163			36		38		45		119	337	306	
再審請求					1	2										1		2		3	6	3	4
上告受理申立て			2	1		3								2		1				3	4	1	
法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																							
判決訂正申立て																							
特別抗告申立て			29	24	24	77		34	17	24	75			15		21		14		50	153	142	
医療観察再抗告				1	2	3																	
費用補償請求																							
上訴費用補償請求のあったもの																							
刑事補償請求																							
訴訟費用免除申立て			3	6	7	16																	
刑事雑			29	20	27	76																	
没収の裁判の取消し上告事件								15	38	21	74			18		7		21		46	147	125	

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計																
							うち裁判員関与	うち裁判員関与	うち裁判員関与	うち裁判員関与	うち裁判員関与											
民事上告	総数		101	55	81	237																
	判決																					
	決定		101	55	81	237																
	その他																					
民事受理	総数		121	71	99	291																
	判決																					
	決定		121	71	99	291																
	その他																					
刑事上告	総数		46	3	33	53	5	132	8													
	判決																					
	決定		43	3	28	43	5	114	8													
	その他		3		5	10		18														

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和6年2月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別					審 理 期 間 別							
			6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	237	47	184	6			96	58	58	18	7			
	大 法 廷														
	第一小法廷	101	26	75				45	24	22	9	1			
	第二小法廷	55	2	52	1			20	13	17	4	1			
	第三小法廷	81	19	57	5			31	21	19	5	5			
民事受理	総 数	291	51	233	7			116	67	78	22	8			
	大 法 廷														
	第一小法廷	121	27	94				50	33	27	10	1			
	第二小法廷	71	1	69	1			23	13	26	8	1			
	第三小法廷	99	23	70	6			43	21	25	4	6			
刑事上告	総 数	132	17	113	2			38	68	20	4	2			
	うち裁判員関与	8		6	2			1	3	2		2			
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	46	3	42	1			13	20	10	2	1			
	うち裁判員関与	3		2	1			1	1			1			
	第二小法廷	33	4	29				13	13	6	1				
	うち裁判員関与														
	第三小法廷	53	10	42	1			12	35	4	1	1			
うち裁判員関与	5		4	1				2	2		1				